パブリックコメント(市民意見公募手続)

意見募集

次の案件について、市民の皆さんの意見を求めます。

閲覧用の案件(持ち帰り用もご用意しています)をご覧いただき、別紙意見提出用紙または任意様式に記入必須事項を明記し、担当部署へ提出してください。

■意見を求める案件名:上越市中山間地域振興基本条例(案)

意見公募について	市議会では、中山間地域の振興のため、上越市中山間地域振興基本条例の策定を進めています。この条例(案)について、ご意見をお寄せください。
意見公募期間	平成 23 年 4 月 11 日 (月) ~ 平成 23 年 5 月 10 日 (火) (最終日は、郵送の場合は当日消印有効、メール・FAX の場合は 24 時必着)
提出先	上越市議会事務局 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 FAX: 025-526-7575 E-mail: gikai@city. joetsu. lg. jp
提出方法	住所、氏名を必ず明記し、上越市議会事務局へお持ちいただくか、郵送、FAX、電子メールで送付してください。 また、各区の総合事務所窓口でもお預かりします。
公表資料	・上越市中山間地域振興基本条例(案)・上越市中山間地域振興基本条例(案)逐条解説(案)
資料公表場所	議会事務局、市政情報コーナー(市役所1階)、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田地区公民館、直江津地区公民館、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市のホームページ
問合せ先	上越市議会事務局 電話: 025-526-5111 (内線 1735)

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話担当へお問い合わせください。

電話:025-526-5111 (内線1425、1556)